大阪公立大学学術情報総合センター利用要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、公立大学法人大阪固定資産貸付規程（以下「固定資産貸付規程」という。）に定める建物のうち、大阪公立大学学術情報総合センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用施設）

第２条 センターの利用に供する施設は、別表１のとおりとする。

２ 前項の施設のうち有料施設の利用に関し必要な事項は、第10条から第19条に定める。

（センター利用可能時間）

第３条 センター利用可能時間は、午前９時から午後10時までとする。ただし理事長は、時宜により変更し、施設によって別の定めをすることがある。

（センターの利用を認めない日）

第４条 センターの利用を認めない日は次のとおりとする。ただし、理事長は、時宜により変更し、施設によって別の定めをすることがある。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月28日から翌年１月４日まで

（利用者）

第５条 センターを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。ただし、理事長は、施設によって異なる範囲での定めをすることができる。

(1) 大阪公立大学（以下「本学」という。）の教員、職員、学部学域学生及び大学院学生

(2) 本学の客員研究員、非常勤講師、研修生その他前号に規定した者に準ずる者

(3) その他本学の研究、教育に支障のない範囲で理事長が特に認めた者

（利用者の遵守事項）

第６条 利用者は、建物、附属設備及び備品の保全に留意し、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第７条 利用者がその責に帰すべき事由により、センターの建物、設備、備品等を損傷若しくは滅失させたとき、又はセンターに損害を与えたときは、その損害を賠償させることがある。

（センターの利用停止）

第８条 理事長は、次の者に対し、１月以内の期間、センターの利用を停止することができる。

(1)　固定資産貸付規程又はこの要綱に定める事項に違反した者

(2)　その他センターの運営に支障を生じさせた者

（センターの利用禁止）

第９条 理事長は、次の者に対し、センターの利用を禁止することができる。

(1)　前条に定める利用停止期間内になお固定資産貸付規程又はこの要綱を守らない者

(2)　第７条に定める賠償に応じない者

(3)　その他センターの運営に重大な支障を生じさせた者

（有料施設）

第10条 センターにおける有料施設は、次のとおりとする。

(1)　応接室（10階１室）

(2)　研究者交流室（10階１室）

(3)　特別会議室（10階１室）

(4)　大会議室（10階１室）

(5)　会議室（10階３室）

(6)　文化交流室（１階１室）

２ 前項の規定にかかわらず、セミナールーム（６階１室）にあっては、理事長が必要と認める場合に限り有料で利用できるものとする。

（有料施設の利用）

第11条 前条に定める施設（以下「有料施設」という。）は、本学が主催し、又は本学教職員が主催し、若しくは参加する国際会議、学会、公開講座、研究会及びそれらに準ずるものに利用できるものとする。

（有料施設の利用時間）

第12条 有料施設の利用時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

２ 前項の利用時間については、設営時間、設営終了後から会議等を開始するまでの時間及び現状復帰に要する時間を含むものとする。

（有料施設の利用者）

第13条 有料施設を利用できる者は、次のとおりとする。

(1)　本学の教職員

(2)　その他理事長が利用を認めた者

（有料施設の利用申込）

第14条 有料施設を利用しようとする者は、利用期日の７日前までに、別表２に定めるところにより、理事長の許可を受けなければならない。

２ 前項の利用は、引き続き３日を超えることはできない。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（貸付料）

第15条 理事長は、有料施設を利用しようとするものから別表３に定める貸付料、プロジェクター使用料及び水道光熱費（以下「貸付料等」という。）を徴収する。

２ 有料施設利用の許可を受けた者は、別表３に定める貸付料等を前納しなければならない。ただし、理事長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

３ 複数の日にわたり引き続き有料施設を利用する場合、利用者は最終日を除き午後９時までの貸付料等を支払うものとする。

（貸付料等の減免）

第16条 貸付料等のうち施設貸付料相当分及びプロジェクター使用料相当分は、別表４に定める基準により減免することができる。

（貸付料等の還付）

第17条 既納の貸付料等は還付しない。ただし、理事長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

（許可の取消し等）

第18条 利用の許可を受けた者が、次の各号に該当するときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限することがある。

(1)　この要綱に違反したとき。

(2)　管理上支障があるとき。

(3)　その他理事長が不適当と認めたとき。

（転貸の禁止）

第19条 利用の許可を受けた者は、当該施設を第三者に転貸してはならない。

（施行の細則）

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、理事長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第２条関係）

階	施設名・室名
１階	自由学習コーナー、ツクルマ、展示コーナー、文化交流室
10階	会議室、大会議室、特別会議室、研究者交流室、応接室
R階	屋上庭園

別表２（第14条関係）

利用対象（項目）	申込期間	
	予約時期	許可申請期限
本学が主催する行事	制約なし	１週間前
学会・研究会等（本学教職員が会員であるもの）	利用日の２年前から	１週間前
学内の会議・研修等	利用日の３か月前から	１週間前
その他理事長が特に利用を認めた行事等	利用日の３か月前から	１週間前

別表３（第15条関係）

会議室	定員（人）		施設貸付料等（円）		
			施設貸付料	ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ使用料	水道光熱費
10F　応接室（56 ㎡）	8	早朝（8:00～9:00） 標準（9:00～21:00）	1,180	－	110
		全日（9:00～21:00）	12,750	－	1,320
10F　研究者交流室（256 ㎡）	76	早朝（8:00～9:00） 標準（9:00～21:00）	5,380	－	500
		全日（9:00～21:00）	58,110	－	6,000

10F　特別会議室 （50 ㎡）	10	早朝（8:00～9:00） 標準（9:00～21:00）	1,050	－	100
		全日（9:00～21:00）	11,340	－	1,200
10F　大会議室 （549 ㎡）	276	早朝（8:00～9:00） 標準（9:00～21:00）	11,530	2,880	1,080
		全日（9:00～21:00）	124,530	31,110	12,960
10F　会議室Ａ （34 ㎡）	12	早朝（8:00～9:00） 標準（9:00～21:00）	710	－	70
		全日（9:00～21:00）	7,670	－	840
10F　会議室Ｂ （50 ㎡）	16	早朝（8:00～9:00） 標準（9:00～21:00）	1,050	－	100
		全日（9:00～21:00）	11,340	－	1,200
10F　会議室Ｃ （44 ㎡）	12	早朝（8:00～9:00） 標準（9:00～21:00）	920	－	90
		全日（9:00～21:00）	9,940	－	1,080
1F　文化交流室 （195 ㎡）	84	早朝（8:00～9:00） 標準（9:00～21:00）	4,100	1,080	380
		全日（9:00～21:00）	44,280	11,670	4,560
6F　セミナールーム （79 ㎡）	40	早朝（8:00～9:00） 標準（9:00～21:00）	1,660	480	150
		全日（9:00～21:00）	17,930	5,190	1,800

注１　利用区分は早朝（８：00－９：00）、標準〔９：00－21：00（左記の時間帯から１時間単位で複数選択可）〕及び全日（９：00－21：00）とする。ただし、早朝は標準の９：00－10：00の時間帯又は全日を使用する場合に限り予約可能とする。

注２　６階セミナールームは、理事長が必要と認める場合に限り有料とする。

別表４（第16条関係）

利用対象	申込者	減免
本学が主催する行事	係長級以上の職員	全額
学部等が主催する行事	係長級以上の職員	全額
学会・研究会等（本学教職員が会員であるもの）	本学教職員	50％

学内の会議・研修等	係長級以上の職員	全額
理事長が特に減免を認めた行事等	代表者	50％